

平成29年3月22日

高崎市●●町**番地

○○ ○○ 様

高崎市保育課長 天田 順久

平成29年度の休日保育の利用について

平成29年度に休日保育の利用を希望される場合は、以下の点にご留意のうえ、必要な手続きをされるようお願いいたします。

1 平成29年度の休日保育の実施施設は、次のとおりです。

- (1) いず海第一こども園 (江木町) TEL 027-326-1783
- (2) 石原かがやきこども園 (石原町) TEL 027-323-3919
- (3) 桃ヶ丘保育園 (剣崎町) TEL 027-343-5367
- (4) 認定こども園新町保育園 (新町) TEL 0274-42-6700

※ (2) の施設については、平成29年4月1日から新たに休日保育が実施されます。

※ (4) の施設については、平成29年4月1日から施設の名称が「新町かぜいろこども園」に変更となる予定です。

2 休日保育の利用の申し込みは、年度ごとに必要となりますので、平成29年度の休日保育の利用を希望する最初の日が決まりましたら「休日保育申込書」をご記入のうえ、利用を希望する最初の日の概ね一週間前までに利用を希望する施設までご提出ください。

3 ご提出いただいた「休日保育申込書」を審査し、休日保育が必要であると認められる場合は「休日保育利用承諾通知書」を発行し、郵送しますので、初回の利用時に必ず施設に提示してください。

なお、「休日保育利用承諾通知書」が発行された場合でも、利用を希望する日の施設の休日保育の定員都合などにより、利用ができない場合があります。この場合に限り、他の休日保育を実施する施設を利用することが可能ですので、他の施設の利用を希望される場合は、施設にお問い合わせください。

※ 他の休日保育を実施する施設を初めて利用する場合も、「休日保育利用承諾通知書」を提示してください。

4 「休日保育申込書」に記入した保護者の就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに保育課の担当者又は施設まで連絡をしてください。

5 保育の安全性の観点から、休日保育を利用する際は、その旨を平日通所する施設に必ず連絡し、施設と連携を取りながらお子様の体調等にご留意くださいますようお願いいたします。なお、休日保育

の利用状況につきましては、保育課からお子様を平日通所する施設へ情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

6 備考

- (1) この通知は、平成28年度に休日保育利用承諾通知書を発行した保護者の皆様に送付しています。このため、お子様が既に退所（卒園）されている場合や、今後退所（卒園）される予定である場合など、平成29年度の休日保育の対象にならない方々のお手元に届いている場合がありますが、なにとぞご了承くださいますようお願いいたします。
- (2) 既に平成29年度の「休日保育申込書」を施設へ提出されている方については、利用を希望する施設の変更などをされたい場合を除き、改めて申込書を提出していただく必要はありません。利用を希望する施設の変更などをされたい場合は、保育課の担当者にご相談ください。

お問い合わせ先

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

高崎市役所保育課保育担当 戸谷

TEL 027-321-1246（直通）